

浦安市告示第32号

浦安市高次脳機能障がい相談支援体制整備事業等補助金交付要綱
の一部を改正する告示

浦安市高次脳機能障がい相談支援体制整備事業等補助金交付要綱（平成31年告示第43号）の一部を次のように改正する。

別表高次脳機能障がい相談支援体制整備事業の項社会福祉士等の資格を有する相談員、作業療法士及び臨床心理士の給料の目補助上限額の欄中「18,000,000円」を「14,000,000円」に改め、同項夜勤を行う看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の夜勤手当の目補助上限額の欄中「2,677,000円」を「2,437,000円」に改め、同項啓発活動及び研修に要する報償費、消耗品費、使用料及び賃借料並びに負担金、補助及び交付金の目補助上限額の欄中「1,125,000円」を「1,005,000円」に改め、緩和ケア病床環境整備事業の項緩和ケア病床に配置される医師及び看護師等の給料及び夜勤手当の目補助上限額の欄中「10,000,000円」を「8,000,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。